

## 2023年度運営規程

### (総会の決議事項)

- 第1条 次の各号の事項は、理事会において総会に付議する事項と認められた場合、総会の決議事項とする。
- (1) 事業計画及び収支予算の決定及び変更
  - (2) 次に掲げる規定の設定変更及び廃止
    - ・一般社団法人柏崎青年会議所 運営規程

### (新年通常総会)

- 第2条 定款第25条第2号で定める毎年1月に開催される通常総会を新年通常総会と称す。
2. 新年通常総会における事業報告及び収支決算についての上程は前事業年度の役員が行う。

### (規程、規則及び細則類の発効)

- 第3条 定款第27条第5号に該当しない規程、規則、要領、指針、ガイドライン等の細則の類の設定変更及び廃止は、理事会の承認を以てその効力を発する。但し、施行日を定めた場合はその日とする。
2. 事務局長は理事会で承認された規程、規則、ガイドライン等の細則の類について遅滞なく正会員に公示し、例会において報告する。

### (正副理事長会議)

- 第4条 理事長は、必要に応じて、正副理事長会議を組織することができる。
2. 正副理事長会議は、理事長がこれを招集し、副理事長、室長、専務理事、事務局長、監事及び直前理事長をもって構成する。

### (会員拡大会議)

- 第5条 理事長は、会員拡大を円滑に進めるため、会員拡大会議を組織することができる。
2. 会員拡大会議は、理事長がこれを招集し、副理事長、室長、専務理事、事務局長、本規程で定める会員拡大を担当する委員会及び各委員会の副委員長をもって構成する。

### (例会並びに出席)

- 第6条 例会は原則として毎月1回開催する。
- 但し、臨時総会を除く総会開催月はこの限りでない。
2. 例会は事前に通知し、会員は事前に必ず出欠席、遅刻等の返答をしなければならない。
  3. 例会は理事長がこれを主宰し、各担当者による会務報告の外、各種の行動を行う。
  4. 例会は担当委員が企画運営記録を行う。
  5. 会員が例会を含む各種会合に6ヶ月以上欠席した場合は、理事会で進退を審議し、会員は理事会の決定に従う。

### (事務局)

- 第7条 一般社団法人柏崎青年会議所（以下、本会議所）の事務を適正に処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には事務局長を置くものとし、事務局長は正会員のうちから理事長が委嘱する。
  3. 事務局長は専務理事を補佐し、事務局業務を主宰する。
  4. 事務局には次の委員会を置くものとし、委員会は事務局業務を補佐する。
    - (1) 持続可能な組織運営委員会
  5. 事業年度により委員会の名称の変更もできるものとする。
  6. 事務局には所要の職員を置き、職員の任免の決定は理事会の決議による。

### (室)

- 第8条 本会議所は委員会相互の円滑な運営を図るために次の室を置く。
- (1) 未来開発室
  - (2) 地域開発室
  - (3) 社会開発室
  - (4) 会員開発室
2. 各室には室長を置くものとし、室長は正会員のうちから理事長が委嘱し、任期は1ヶ年とする。
  3. 各室には、次の委員会を置く。
    - (1) 未来開発室  
持続可能な子どもの未来創造委員会
    - (2) 地域開発室  
持続可能なまちづくり委員会
    - (3) 社会開発室  
持続可能な環境エネルギー委員会
    - (4) 会員開発室  
持続可能な組織拡大委員会
  4. 事業年度により室の名称、委員会の所属及び委員会の名称の変更もできるものとする。

### (委員会)

- 第9条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、任期は1ヶ年とする。
2. 委員長は会務を主宰し、委員会を召集する。  
副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。委員会内の会員拡大運動を主導し、持続可能な組織拡大委員会と連携を図る。
  3. 委員の所属は理事会の決議により定める。
  4. 委員長は委員会報告書を作成し、速やかに理事長に提出しなければならない。
  5. 委員長は必要と認めるとき、役員の出席を求めることができる。
  6. 委員会の業務分担は次の通りとする。
    - (1) 持続可能な子どもの未来創造委員会
      - ・ まちの室である子どもたちの健全な育成並びに教育支援に関する事業の企画・運営

- ・持続可能な J C 活動のための会員拡大運動の実施
- (2) 持続可能なまちづくり委員会
  - ・移住や定住による持続可能なまちづくりに関する事業の企画・運営
  - ・持続可能な J C 活動のための会員拡大運動の実施
- (3) 持続可能な環境エネルギー委員会
  - ・環境をとりまく持続可能なエネルギー問題・及び理解促進に関する事業の企画・運営
  - ・持続可能な J C 活動のための会員拡大運動の実施
- (4) 持続可能な組織拡大委員会
  - ・会員拡大運動の取りまとめ・主導
  - ・正会員の入会及びオリエンテーションに関する業務
  - ・会員交流に関する事業の企画・運営
  - ・会員褒賞の企画・実施
  - ・持続可能な J C 活動のための会員拡大運動の実施
- (5) 持続可能な組織運営委員会
  - ・持続可能な J C 運動のための組織運営の立案・実装
  - ・総会、理事会及び諸会議等の管理・運営
  - ・事務局運営並びに総務・各種窓口業務
  - ・各種管理・記録・保存業務
  - ・持続可能な J C 活動のための会員拡大運動の実施

(特別委員会)

第 10 条 総会の承認もしくは理事会出席理事の 3 分の 2 以上の承認を得て、特別委員会を設置することができる。

2. 特別委員会の業務分担は、次の通りとする。

(1) 第 9 条第 6 項の委員会の業務に属さない件

(2) 第 9 条第 6 項の委員会の 2 つ以上にまたがる件

3. 特別委員会の委員長及び委員は、定款第 15 条に定める役員または第 9 条第 6 項のいずれかの委員会の委員を兼務すること。

4. 第 9 条第 2 項から第 5 項までは特別委員会についても準用されるものとする。

(理事予定者会議)

第 11 条 次年度理事及び監事は、理事予定者会議を組織し、次年度の事業活動に必要な準備をすることができる。

(正副理事長予定者会議)

第 12 条 次年度理事長予定者は、必要に応じて、正副理事長予定者会議を組織することができる。

2. 正副理事長予定者会議は、理事長予定者がこれを招集し、副理事長予定者、室長予定者、専務理事予定者、事務局長予定者、監事予定者及び直前理事長予定者をもって構成する。

(委員会予定者会議)

第 13 条 次年度委員長予定者は、必要に応じて、委員会予定者会議を組織することができる。

2. 委員長は委員会予定者報告書を作成し、速やかに理事長予定者に提出しなければならない。

3. 委員長予定者は必要と認めるとき、役員予定者の出席を求めることができる。

(顧問)

第 14 条 理事長は、本会議所の運営に関する重要事項につき、必要に応じ意見を求めるため、顧問を委嘱することができる。

2. 顧問は、本会議所の運営に関し、理事長の諮問に応じ審議し、又は意見を具申する。

3. 顧問の任期は 1 ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。

(表彰)

第 15 条 本会議所の会員にて次の各号に該当する者は理事会の決定により表彰する。

(1) 本会議所の活動に著しき貢献を為した会員

(2) 本会議所の各種会合、事業、行事への出席率が非常に優秀な正会員

(3) 本会議所以外の場に於いて、立派な行動、活動で、J C 会員として名誉を著しく挙げた会員

附 則

本規程は 2023 年 1 月 25 日より施行する。

<参考> 組織構成に関する決定機関

○ 総会付託事項 → 総会で審議	・ 理事長、理事、監事・・・総会で選任	定款第 16 条
○ 理事長付託事項 → 理事長が選定・委嘱する	・ 副理事長、専務理事・・・理事の中から選定 ・ 委員長、副委員長・・・正会員のうちから理事長が委嘱 ・ 事務局長・・・正会員のうちから理事長が委嘱 ・ 室長・・・正会員のうちから理事長が委嘱	定款第 16 条 定款第 49 条 運営規程第 7 条 運営規程第 8 条
○ 理事会付託事項 → 理事会で審議する	・ 委員会メンバーの所属・・・理事会の決議により定める	運営規程第 9 条